

飯能市地域公共交通対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、飯能市地域公共交通対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本市における公共交通の在り方に関すること。
- (2) 本市の公共交通の基本方針を定めた計画の策定及びその実施に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長
- (2) 学識経験者
- (3) 一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体を代表する者
- (4) 住民及び利用者の代表者
- (5) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が指名する座長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等座長がやむを得ないと認める場合において、当該議決事項に関し利害を有する委員の同意があるときは、座長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会の委員のうちから会長が指名する者及び会長が必要と認める者をもって組織する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。